

アジア・オセアニア 好配当成長株オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／株式

アジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年1月9日に関東財務局長に提出しており、2026年1月10日にその届出の効力が発生しております。

発 行 者 名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

 **SBI 岡三アセットマネジメント**

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目 次	1
第一部 【証券情報】	2
(1) 【ファンドの名称】	2
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	2
(3) 【発行（売出）価額の総額】	2
(4) 【発行（売出）価格】	2
(5) 【申込手数料】	2
(6) 【申込単位】	3
(7) 【申込期間】	3
(8) 【申込取扱場所】	3
(9) 【払込期日】	3
(10) 【払込取扱場所】	3
(11) 【振替機関に関する事項】	4
(12) 【その他】	4
第二部 【ファンド情報】	33
第1 【ファンドの状況】	33
第2 【管理及び運営】	63
第3 【ファンドの経理状況】	70
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	103
第三部 【委託会社等の情報】	104
第1 【委託会社等の概況】	104

＜添付＞

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
	電話番号 03-3516-1300
	受付時間 営業日の午前9時～午後5時
	ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

(5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に

定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4)【発行(売出)価格】に記載されている問合わせ先をご覧下さい。
- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、(4)【発行（売出）価格】に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（7）【申込期間】

2026年1月10日から2026年7月9日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（8）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)【発行(売出)価格】に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（9）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4)【発行(売出)価格】に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

■ 投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

I. 投資信託約款の変更の内容

① 運用の基本方針の見直し

② 上記①により投資対象を変更し、それに伴うファンドの名称の変更

ファンドの主要投資対象を「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」および「日本マネー・マザーファンド」から「アジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド」に変更を行う予定です。

ファンドの名称を「アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）」から「アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）」に変更を行う予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの投資形態がファンド・オブ・ファンズからファミリーファンドに変更となります。

③ 信託報酬率の変更

ファンドの実質的な信託報酬を年率 1.76%（税抜 1.60%）程度から年率 1.595%（税抜 1.45%）に引下げる予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドの主要投資対象「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の運用先に係る信託報酬がなくなりファンドの運用は委託会社のみに変更となります。ファンドの信託報酬は年率 1.155%（税抜 1.05%）から年率 1.595%（税抜 1.45%）に変更予定です。

④ 取得申込・換金申込不可日の変更

「翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」を不可日から外して、「香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」のみとします。

⑤ 信託期間の変更

ファンドの信託期間の終了日を「無期限」から「2036 年 10 月 10 日」に変更を行う予定です。

⑥ 適用する信託法の変更

「旧法（信託法（大正 11 年法律第 62 号））」から「新法（信託法（平成 18 年法律第 108 号））」に変更を行う予定です。

II. 投資信託約款の変更の理由

当ファンドは 2005 年 10 月 27 日の設定以来、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っておりまます。しかしながら、これまで長期にわたり運用成績は振るわない状態が継続しております。そのため、運用改善を目的に当ファンドの運用体制および信託期間について、以下の通り変更を予定しておりますので、ご案内申し上げます。

現在、当ファンドは SBI 岡三アセットマネジメントを委託会社とし、投資対象ファンドを通じて、実質的な運用はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社が行っておりますが、今後の運用成果の向上を目指し、運用は SBI 岡三アセットマネジメントに一元化する予定です。

また、これまで無期限としていた信託期間につきましては、2036年10月10日までの有期限とする予定です。これは、運用体制の刷新とともに、より明確な目標期間を設けることで、運用成果の最大化を目指すためのものです。期間の設定により、実績の管理を含め、より計画的な運用かつ柔軟な運用体制の構築が可能となり、受益者の皆様にとっても運用の透明性が高まるものと考えております。

III. 投資信託約款変更適用日

2026年3月24日

IV. 投資信託約款の変更の手続き

スケジュール

① 電子公告日※1	2026年1月9日
② 異議申立期間	2026年1月14日から2026年2月24日まで
③ 投資信託約款変更確定日※2	2026年2月25日
④ 投資信託約款変更適用日	2026年3月24日（予定）

※1 弊社ホームページに掲載します。

※2 異議申立の結果は弊社ホームページに掲載します。

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、異議申立の手続きにより行います。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、2026年1月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、予定通り2026年3月24日にファンドの投資信託約款の変更を行います。

異議申立の受益者の受益権の合計口数が、2026年1月14日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、ファンドの投資信託約款の変更は行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨を、速やかに弊社ホームページに公告します。

2026年1月14日現在のファンドの受益者は、投資信託約款の変更について異議を申立てることができます。2026年1月10日以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合には、この投資信託約款変更の異議を申立てることはできませんのでご留意ください。

V. 投資信託約款の変更の案

投資信託約款新旧対照表（案）

追加型証券投資信託 アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<u>アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）</u>	<u>アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）</u>
運用の基本方針 <u>投資信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</u>	運用の基本方針 <u>約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</u>
1. 基本方針 (略)	1. 基本方針 (略)
2. 運用方法 (1) 投資対象	2. 運用方法 (1) 投資対象

<p><u>アジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。なお、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式の値動きに連動する有価証券を組入れることができます。</u></p> <p>② <u>運用にあたっては、日本を除くアジア・オセアニア地域を対象とする主要な株価指数への採用状況や、流動性リスク、信用リスク等を勘案のうえ、予想配当利回りが相対的に高位の銘柄に投資します。</u></p> <p>③ <u>ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄を概ね等比率にて投資を行います。ただし、投資信託財産の規模、保有銘柄の流動性、組入銘柄の株価変動等の要因により等比率とならない場合があります。</u></p> <p>④ <u>組入銘柄の見直しと組入比率の調整（リバランス）は、原則として1ヵ月毎に行います。</u></p> <p>⑤ <u>マザーファンドの受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。</u></p> <p>⑥ <u>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</u></p> <p>⑦ <u>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</u></p>	<p><u>投資信託証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</u></p> <p>② <u>アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用） ・日本マネー・マザーファンド <p>③ <u>投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。</u></p> <p>＜新設＞</p> <p>④ <u>イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</u></p> <p>＜新設＞</p> <p>⑤ <u>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</u></p>
---	--

<p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>② <u>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>④ <u>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</u></p> <p>② <u>株式への直接投資は行いません。</u></p> <p><新設></p> <p>③ <u>外貨建資産への直接投資は行いません。</u></p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>3. 収益分配方針</p> <p>(略)</p> <p>① 分配対象収益の範囲</p> <p>繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>繰越分を含めた<u>経費控除後の配当等収益</u>には、<u>マザーファンド</u>の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>3. 収益分配方針</p> <p>(略)</p> <p>① 分配対象収益の範囲</p> <p>繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>繰越分を含めた配当等収益には、<u>日本マネー・マザーファンド</u>の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>② この信託は、<u>信託法（平成 18 年法律第 108 号）</u>（以下「<u>信託法</u>」といいます。）の適用を受けます。</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>② この信託は、<u>投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項</u>を除き、<u>信託法（大正 11 年法律第 62 号）</u>の適用を受けます。</p>
<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、<u>信託法第 28 条第 1 号</u>に基づく信託事務の<u>委託</u>として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の</p>	<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、<u>信託法第 26 条第 1 項</u>に基づく信託事務の<u>委任</u>として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の</p>

<p>規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>② (略)</p>	<p>規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>② (略)</p>
<p>(信託金の限度額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>＜削除＞</p> <p>② 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>前項</u>の限度額を変更することができます。</p>	<p>(信託金の限度額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>② <u>追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。</u></p> <p>③ 委託者は、受託者と合意のうえ、<u>第1項</u>の限度額を変更することができます。</p>
<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から <u>2036年10月10日</u>まで、または第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。</p>
<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。</p>	<p>(受益権の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。</p>
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）</u>に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p>
<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産<u>（受入担保金代用有価証券を除きます。）</u>を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除し</p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいま</p>

<p>た金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p>	<p>す。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p>
<p>（受益権の設定にかかる受託者の通知）</p> <p>第 12 条 受託者は、<u>第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</u></p>	<p>（受益権の設定にかかる受託者の通知）</p> <p>第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p>
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第 13 条 <u>委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</u></p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第 13 条 <u>委託者の指定する販売会社は、香港の取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。</u></p>
<p>② (略)</p> <p>③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以</p>

<p>(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。</u></p>	<p>下、「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。</u></p>
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>ロ. <u>デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第19条の4、第19条の5および第19条の6に定めるものに限ります。）</u></p> <p>ハ. 金銭債権</p> <p>三. 約束手形</p> <p>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</p> <p>イ. 為替手形</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第16条 この信託において投資の対象とする資産（<u>本邦通貨表示のものに限りません。</u>）の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>＜新設＞</p> <p>ロ. 金銭債権</p> <p>ハ. 約束手形</p> <p>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</p> <p>イ. 為替手形</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主としてSB</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として国内</p>

I 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条

の証券投資信託であるイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権およびSBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本マネー・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

<p>第 1 項第 10 号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)</p> <p>14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）</p> <p>15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）</p> <p>16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）</p> <p>17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）</p> <p>18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</p> <p>20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）</p> <p>21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</p> <p>22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、および第 14 号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。</p>	
---	--

<p>② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 5. <u>貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</u> 6. <u>外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</u> <p>③ (略)</p> <p><削除></p> <p>④ <u>委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投</u></p>	<p>② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 <p><新設></p> <p><新設></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>第1項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ. 商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、ホ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ヘ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ト. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。</u></p> <p><新設></p>
---	---

資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。

⑤ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条の 3 から第 19 条の 6 まで、第 19 条の 9、第 19 条の 11、第 24 条から第 26 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行

＜新設＞

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。

<p>う場合も同様とします。</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条の3から第19条の6まで、第19条の9、第19条の11、第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。</p> <p>④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。</p>	<p>2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。</p> <p>3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。</p> <p>③ 前項の取扱いは、第24条、第25条および第26条における委託者の指図による取引についても同様とします。</p>
<p>（投資する株式等の範囲）</p> <p>第19条の2 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p>	<p>＜新設＞</p>
<p>② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることができるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</p>	<p>＜新設＞</p>
<p>（信用取引の指図範囲）</p>	<p>＜新設＞</p>

第 19 条の 3 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 19 条の 4 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証

＜新設＞

<p><u>券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）</u></p> <p><u>② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>	
<p><u>（スワップ取引の運用指図）</u></p> <p><u>第 19 条の 5 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利、または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</u></p> <p><u>③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産</u></p>	<p>＜新設＞</p>

<p>に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 19 条の 6 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額 (マザーファンド</p>
	<p><新設></p>

の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。)が、保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額(マザーファンドの投資信託財産に属する外貨

<p>建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。この項において同じ。) を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>⑥ 前項において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>	
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第 19 条の 7 デリバティブ取引等について は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p><新設></p>
<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)</p> <p>第 19 条の 8 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等によ</p>	<p><新設></p>

<p>り特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>	
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 19 条の 9 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>③ 前項において、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>④ 第 2 項の限度額を超えることとなつた場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p>	<p><新設></p>
<p>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)</p> <p>第 19 条の 10 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</p>	<p><新設></p>
<p>(有価証券の貸付の指図および範囲)</p> <p>第 19 条の 11 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産</p>	<p><新設></p>

<p>に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</p> <p>② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたつて必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</p>	
<p>(信託業務の委託等)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. ~4. (略)</p>	<p>(信託業務の委託等)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. ~4. (略)</p>
<p>(混藏寄託)</p> <p>第 22 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。</p>	<p>(混藏寄託)</p> <p>第 22 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。</p>
<p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、投資信託財産に属するマ</p>	<p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する投</p>

<p><u>ザーファンドの受益証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。</p>	<p><u>資信託証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。</p>
<p>(再投資の指図)</p> <p>第 25 条 委託者は、前条の規定による<u>マザーファンドの受益証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、<u>有価証券等</u>にかかる利子等、<u>株式の配当金</u>およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>(再投資の指図)</p> <p>第 25 条 委託者は、前条の規定による<u>投資信託証券</u>にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p>(資金の借入れ)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>(資金の借入れ)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、<u>資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこと</u>とします。</p> <p>③～④ (略)</p>
<p>(受託者による資金の立替え)</p> <p>第 28 条 <u>投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</u></p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、<u>有価証券等</u>にかかる利子等、<u>株式の配当金</u>およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ 前 2 項の立替金の決済および利息に</p>	<p>(受託者による資金の立替え)</p> <p>第 28 条 <新設></p> <p>投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>② 前項の立替金の決済および利息につ</p>

については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。	については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。
(信託の計算期間) 第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとします。 <u>なお</u> 、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から <u>2005 年 12 月 12 日</u> まで、第 2 計算期間は、 <u>2005 年 12 月 13 日</u> から <u>2006 年 1 月 10 日</u> までとします。 ② (略)	(信託の計算期間) 第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとします。 <u>ただし</u> 、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から <u>平成 17 年 12 月 12 日</u> まで、第 2 計算期間は、 <u>平成 17 年 12 月 13 日</u> から <u>平成 18 年 1 月 10 日</u> までとします。 ② (略)
(投資信託財産に関する報告等) 第 30 条 (略) ② (略) ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。 ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。	(投資信託財産に関する報告) 第 30 条 (略) ② (略) <新設> <新設>
(信託事務の諸費用および監査に要する費用) 第 31 条 (略) ②前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に <u>所定の率</u> を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。	(信託事務の諸費用および監査に要する費用) 第 31 条 (略) ②前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に <u>一定率</u> を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。
(信託報酬の額および支弁の方法) 第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 <u>10,000 分の 145</u> の率を乗じて得た額とします。 ②～③ (略)	(信託報酬の額および支弁の方法) 第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 <u>10,000 分の 105</u> の率を乗じて得た額とします。 ②～③ (略)
(収益の分配方式) 第 33 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理し	(収益の分配方式) 第 33 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理し

<p>ます。</p> <p>1. <u>配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料</u>およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と<u>マザーファンド</u>の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その<u>残額</u>を受益者に分配することができます。なお、次期以降の<u>分配</u>にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>ます。</p> <p>1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と<u>日本マネー・マザーファンド</u>（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その<u>残金</u>を受益者に分配することができます。なお、次期以降の<u>分配金</u>にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. (略)</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第34条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、および第35条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>② (略)</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第34条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、および第35条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>② (略)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から、当該受益者に支払います。</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し、取引所における取</p>

<p>⑤ <u>前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとします。</u></p> <p>⑥ (略)</p>	<p><u>引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払い開始日が遅延する場合があります。</u></p> <p>⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。</p> <p>⑥ (略)</p>
<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第 36 条 受益者が、収益分配金については<u>第 35 条</u>第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、<u>第 35 条</u>第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第 36 条 受益者が、収益分配金については<u>前<u>35 条</u></u>第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、<u>前<u>35 条</u></u>第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>
<p>(投資信託契約の一部解約)</p> <p>第 37 条 受益者は、<u>別に定める日</u>を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。</p>	<p>(投資信託契約の一部解約)</p> <p>第 37 条 受益者は、<u>香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日</u>を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。</p>
<p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の<u>請求日</u>の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、<u>その他やむを得ない事情</u>があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を<u>中止すること</u>や、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の<u>請求の受付日</u>の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.30% の率を乗じて額を信託財産留保額として控除した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、<u>投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し</u>、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止<u>その他やむを得ない事情</u>があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を<u>中止すること</u>、<u>およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す</u>ことが</p>

<p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日(別に定める日を除きます。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>	<p>できるものとします。</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>
<p>(投資信託契約の解約)</p>	<p>(投資信託契約の解約)</p>
<p>第39条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることができると認めると、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p>	<p>第39条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることができると認めると、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p>
<p>② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもつてこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p>	<p>② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる国内の証券投資信託がその信託を終了することとなる場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p>
<p>③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得る受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p>	<p>③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
<p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使す</p>	<p>④ 前項の公告および書面には、受益者</p>

<p>することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。</p>	<p>で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p>
<p>⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。</p>	<p>⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。</p>
<p><削除></p>	<p>⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
<p><削除></p>	<p>⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合にも適用しません。</p>
<p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い) 第 41 条 (略) ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p>	<p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い) 第 41 条 (略) ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p>
<p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い) 第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者</p>	<p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い) 第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求す</p>

<p>は、裁判所に受託者の解任を申立てることができきます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</p>	<p>ることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>(投資信託約款の変更等)</p>	<p>(投資信託約款の変更)</p>
<p>第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p>	<p>第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p>
<p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知りれている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p>	<p>② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
<p>③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知りれている受益者が議決</p>	<p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p>

<p>権を行使しないときは、当該知れてい る受益者は書面決議について賛成する ものとみなします。</p>	<p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた 受益者の受益権の口数が受益権の総口 数の二分の一を超えるときは、第 1 項 の投資信託約款の変更をしません。</p>
<p>④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使す ることができる受益者の議決権の 3 分 の 2 以上に当たる多数をもって行いま す。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべ ての受益者に対してその効力を生じま す。</p>	<p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた 受益者の受益権の口数が受益権の総口 数の二分の一を超えるときは、第 1 項 の投資信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更 をしないこととしたときは、変更しな い旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られ たる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交 付したときは、原則として、公告を行 いません。</p>
<p>⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託 者が重大な約款の変更等について提案 をした場合において、当該提案につ き、この投資信託約款にかかるすべて の受益者が書面または電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときには適用 しません。</p>	<p>⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託 者が重大な約款の変更等について提案 をした場合において、当該提案につ き、この投資信託約款にかかるすべて の受益者が書面または電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときには適用 しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投 資信託において併合の書面決議が可決 された場合にあっても、当該併合にか かる一または複数の他の投資信託にお いて当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を 行うことはできません。</p>
<p>(反対受益者の受益権買取請求の不適用)</p> <p>第 45 条 この信託は、受益者が第 37 条の規 定による一部解約の実行の請求を行った ときは、委託者が投資信託契約の一部の 解約をすることにより当該請求に応じ、 当該受益権の公正な価格が当該受益者に 一部解約金として支払われることとなる 委託者指図型投資信託に該当するため、 第 39 条に規定する投資信託契約の解約 または前条に規定する重大な約款の変更 等を行う場合において、投資信託及び投 資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定 める反対受益者による受益権の買取請求 の規定の適用を受けません。</p>	<p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第 45 条 第 39 条に規定する投資信託契約の 解約または前条に規定する投資信託約款 の変更を行う場合において、第 39 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委 託者に対して異議を述べた受益者は、受 託者に対し、自己に帰属する受益権を投 資信託財産をもって買取るべき旨を請求 することができます。</p>
<p>(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)</p> <p>第 45 条の 2 この信託の受益者は、委託者ま たは受託者に対し、次に掲げる事項の開 示の請求を行うことはできません。</p>	<p>⑦ 前項の一定の期間内に異議を述べた 受益者の受益権の口数が受益権の総口 数の二分の一を超えるときは、第 1 項 の投資信託約款の変更をしません。</p> <p>⑧ 委託者は、当該投資信託約款の変更 をしないこととしたときは、変更しな い旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られ たる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交 付したときは、原則として、公告を行 いません。</p>
<p>(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)</p> <p>第 45 条の 2 この信託の受益者は、委託者ま たは受託者に対し、次に掲げる事項の開 示の請求を行うことはできません。</p>	<p>⑨ 前項の一定の期間内に異議を述べた 受益者の受益権の口数が受益権の総口 数の二分の一を超えるときは、第 1 項 の投資信託約款の変更をしません。</p> <p>⑩ 委託者は、当該投資信託約款の変更 をしないこととしたときは、変更しな い旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られ たる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交 付したときは、原則として、公告を行 いません。</p>

<p>1. 他の受益者の氏名または名称および住所</p> <p>2. 他の受益者が有する受益権の内容</p>	
<p>(信託期間の延長)</p> <p>第 46 条の 3 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p>	<p><新設></p>
<p><u>附則</u></p> <p>第1条 第19条の6に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p> <p>② 第19条の6に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ</p>	<p>(付則)</p> <p>第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p> <p>第2条 第13条第1項および第37条第1項の規定は、平成24年1月9日から適用します。</p> <p>② 運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度②および④ならびに第17条第1項に規定する「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」は、平成24年2月14日から適用し、「PCAアジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」から名称が変更となります。</p>

<p><u>幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</u></p>	
<p>上記条項により投資信託契約を締結します。</p>	<p>上記条項により投資信託契約を締結します。</p>
<p><u>2005年10月27日</u></p>	<p><u>平成17年10月27日</u></p>
<p>委託者 東京都中央区京橋二丁目2番1号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社</p>	<p>委託者 東京都中央区京橋二丁目2番1号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社</p>
<p>受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p>	<p>受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p>
<p><u>付表</u></p> <p><u>1. 別に定める日</u></p> <p>約款第13条第1項、第37条第1項および同条第6項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日 <p>なお、「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。</p> <p><u>(2026年3月24日現在)</u></p>	<p><新設></p>

以上

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 1 兆 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型		

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

■ ファンドの特色

1 以下 の 投 資 信 託 証 券 へ の 投 資 を 通 じ て 、 実 質 的 に 日 本 を 除 く ア ジ ア・オ セ ア ニ ア 地 域 の 株 式 に 投 資 し ま す 。

中長期的な成長が期待される地域の株式に投資することにより、値上がり益の獲得を目指します。

- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)
〈運用会社〉イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
(投資対象とする「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の投資顧問会社)
イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
- 日本マネー・マザーファンド



投資対象国・地域(2025年10月末現在)

日本を除くアジア・オセアニア地域の株式とは・・・

「MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数(除く日本)」の採用国および地域の株式です。

中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、
台湾、タイ、オーストラリア、ニュージーランド

※すべての投資対象国・地域に投資するとは限りません。今後変更される場合があります。



イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドについて

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、運用会社として「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託財産の運用指図等の業務を行っています。同ファンドの親投資信託である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」については、運用指図に関する権限をイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、英国プルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は175年以上の歴史を有し、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2025年10月末現在、アジアでは15の国や地域で生命保険および資産運用を中心とした金融サービスを提供しています。

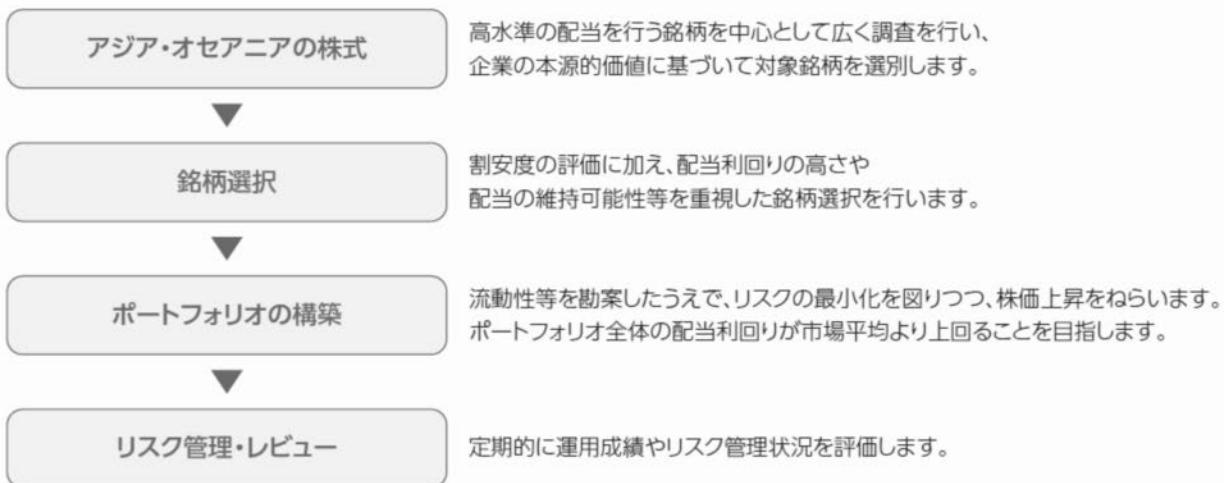
なお、最終親会社、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるプルデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

2| 実質的に、好配当の銘柄を中心に投資します。

高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。

3| イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用プロセス



※上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

4| 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

毎月10日(休業日のは場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として配当等収益等から行います。
- 3月と9月の決算時の分配方針は、決算日に売買益(評価益を含みます。)等が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

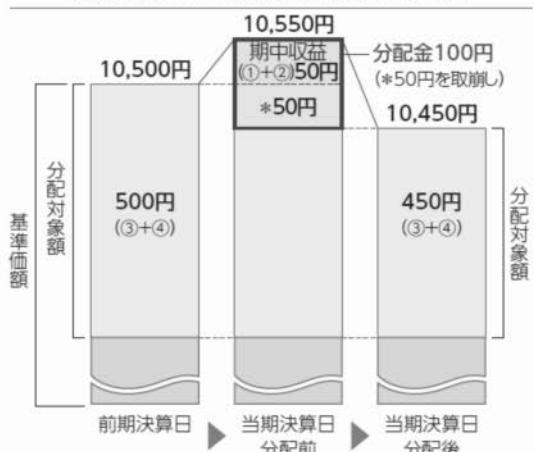
ファンドで分配金が支払われるイメージ



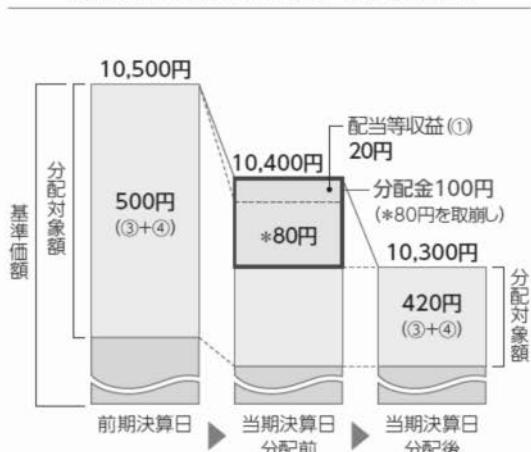
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

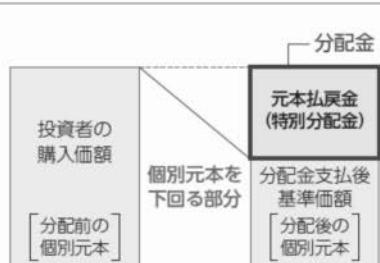
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年10月27日	投資信託契約締結、設定、運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2010年1月8日	追加信託金の限度額を1,500億円から5,000億円に変更
2013年7月4日	追加信託金の限度額を5,000億円から7,000億円に変更
2015年1月9日	追加信託金の限度額を7,000億円から9,000億円に変更
2015年5月15日	追加信託金の限度額を9,000億円から1兆3,000億円に変更

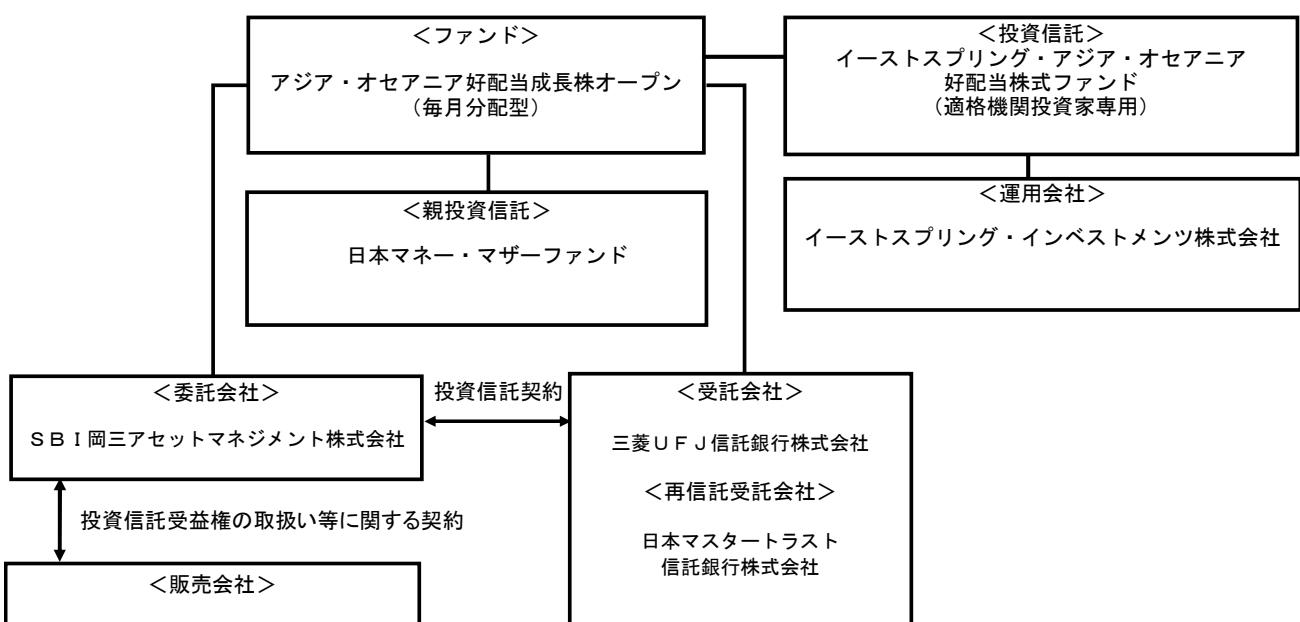
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2025年10月末日現在）

◆ 資本金

1億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月6日	「日本投信委託株式会社」設立
2008年4月1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023年7月1日	商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ. 主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ロ. アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。
 - ・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）
 - ・日本マネー・マザーファンド
- ハ. 投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ニ. イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ホ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として国内の証券投資信託であるイーストスプリング・アジア・オセニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権およびS B I 岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である日本マネー・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの

ハ. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

二. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

二. 手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）投資対象とする投資信託証券の概要

イーストスプリング・アジア・オセニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	イーストスプリング・インベストメント株式会社
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	イーストスプリング・アジア・オセニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。（ファミリーファンド方式で運用されます。） ※ マザーファンドにおける主要な投資対象国および地域 MSCI オール・カントリー・アジア・パシフィック指数（除く日本） の採用国および地域の株式に投資を行います。
投資態度	① マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 ② 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。 ③ 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

	<p>⑤ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>※ 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用指図に関する権限を除きます。）を、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに委託しております。</p>
投資制限	<p>① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第 29 条、第 30 条および第 31 条の範囲で行います。</p> <p>⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ取引等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算日、分配方針	<p>毎月 6 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>② 分配金額は、運用会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。</p> <p>③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.605%（税抜 0.55%） ※マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。
その他の費用	申込手数料はありません。 株式等の売買委託手数料、財務諸表の監査費用及び当該監査費用に係る消費

	税等相当額、海外における資産の保管等に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等（マザーファンドにかかる費用を含んで記載しております。）を、投資信託財産中から支弁します。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

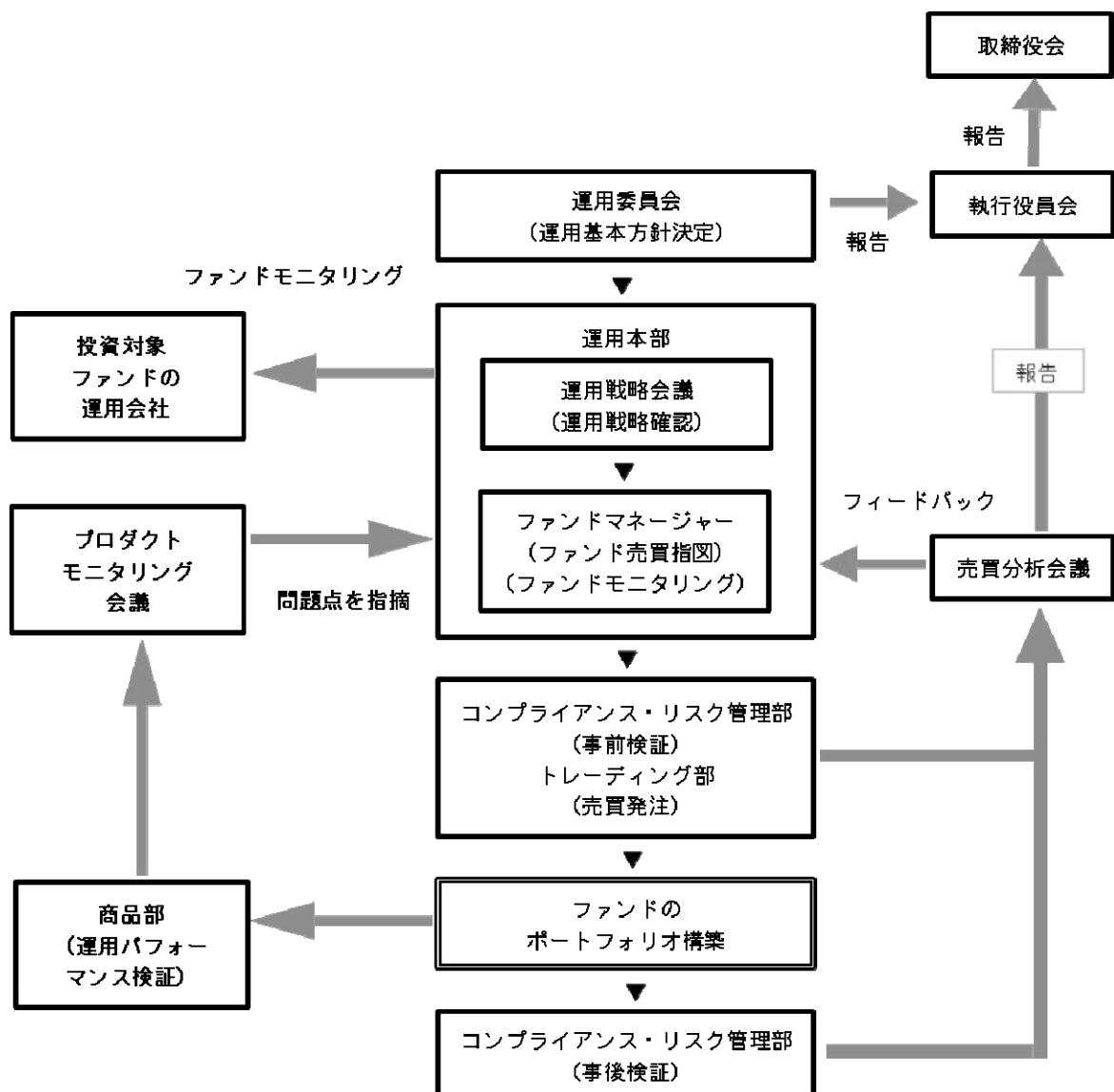
日本マネー・マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	① 株式への投資は行いません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 10 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
プロダクトモニタリング会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (6名程度)	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (4~6名程度)	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 (8~10名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2025年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

■ 毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として配当等収益等から行います。

ただし、3月と9月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開

始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、エマージング諸国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、エマージング諸国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないと、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品、金融債、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

＜投資リスクに対する管理体制＞（2025年10月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買

分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

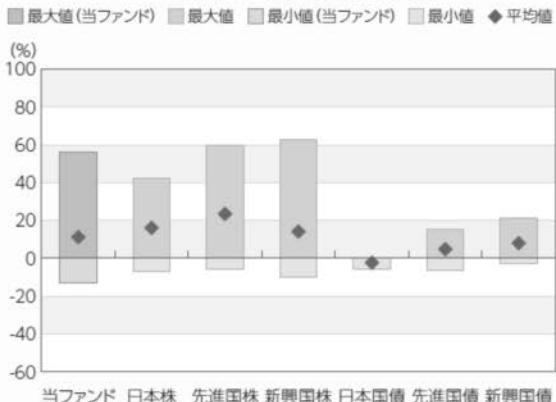


- *分配金再投資基準価額は、2020年11月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- *年間騰落率は、2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年11月末～2025年10月末



- | | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|
| 最大値 | 56.3 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 0.6 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 | △12.9 | △7.1 | △5.8 | △9.7 | △5.5 | △6.1 | △2.7 |
| 平均値 | 11.3 | 16.1 | 23.4 | 14.1 | △2.3 | 4.8 | 8.0 |
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 - *2020年11月から2025年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 - *決算日に対応した数値とは異なります。
 - *当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

- ◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.155%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.44%（税抜0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.66%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.055%（税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

＜実質的な信託報酬の総額＞

- ・「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報

酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.605%（税抜0.55%）を乗じて得た額です。

- ・「日本マネー・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の受益権を高位に組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.76%（税抜1.60%）程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、当該投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
 - ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
 - ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用等、受託会社の立替えた立替金の利息等を間接的にご負担いただきます。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆ 債還金および解約金に対する課税

債還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※ 債還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

債還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに債還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の対象ではありません。

■ その他

- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
 - 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
 - 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 上記の内容は 2025 年 10 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年4月11日～2025年10月10日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.91%	1.16%	0.75%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に對象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

2025年10月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	91,229,760,540	97.49
親投資信託受益証券	日本	178,640,613	0.19
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	2,166,462,015	2.32
合計（純資産総額）		93,574,863,168	100.00

（参考）日本マネー・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	184,813,664	40.45
特殊債券	日本	123,984,106	27.13
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	148,133,680	32.42
合計（純資産総額）		456,931,450	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	107,430,240,863	0.8099	87,007,752,074	0.8492	91,229,760,540	97.49
2	日本	親投資信託受益証券	日本マネー・マザーファンド	175,240,939	1.0192	178,605,565	1.0194	178,640,613	0.19

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.49
親投資信託受益証券	0.19
合計	97.68

(参考) 日本マネー・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	第79回政府保証地方公共団体金融機構債券	74,000,000	99.97	73,984,696	99.97	73,984,696	0.379	2025年12月12日	16.19
2	日本	特殊債券	第261回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	99.99	49,999,410	99.99	49,999,410	0.381	2025年11月28日	10.94
3	日本	国債証券	第1333回国庫短期証券	50,000,000	99.93	49,967,098	99.93	49,967,098	—	2025年12月22日	10.94
4	日本	国債証券	第1341回国庫短期証券	50,000,000	99.87	49,937,750	99.87	49,937,750	—	2026年2月9日	10.93
5	日本	国債証券	第1339回国庫短期証券	45,000,000	99.88	44,949,641	99.88	44,949,641	—	2026年1月26日	9.84
6	日本	国債証券	第1335回国庫短期証券	40,000,000	99.89	39,959,175	99.89	39,959,175	—	2026年1月13日	8.75

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	40.45
特殊債券	27.13
合計	67.58

②【投資不動産物件】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

該当事項はありません。

(参考) 日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

該当事項はありません。

(参考) 日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

		純資産総額(円)		基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 21 特定期間末	(2016年 4月 11日)	542,176,082,346	611,152,116,653	0.2671	0.3001
第 22 特定期間末	(2016年 10月 11日)	471,742,734,788	520,169,821,316	0.2617	0.2867
第 23 特定期間末	(2017年 4月 10日)	451,415,632,799	487,246,975,697	0.2734	0.2944
第 24 特定期間末	(2017年 10月 10日)	434,054,480,038	467,637,297,847	0.2771	0.2981
第 25 特定期間末	(2018年 4月 10日)	377,874,154,917	409,742,710,952	0.2515	0.2725
第 26 特定期間末	(2018年 10月 10日)	315,975,186,607	346,985,491,970	0.2180	0.2390
第 27 特定期間末	(2019年 4月 10日)	289,589,410,156	315,109,546,548	0.2130	0.2310
第 28 特定期間末	(2019年 10月 10日)	221,431,542,529	236,944,746,643	0.1776	0.1896
第 29 特定期間末	(2020年 4月 10日)	170,786,332,371	184,929,911,821	0.1499	0.1619
第 30 特定期間末	(2020年 10月 12日)	178,933,640,927	192,400,195,664	0.1619	0.1739
第 31 特定期間末	(2021年 4月 12日)	192,008,565,068	204,544,176,746	0.1919	0.2039
第 32 特定期間末	(2021年 10月 11日)	152,499,968,616	164,170,473,485	0.1597	0.1717
第 33 特定期間末	(2022年 4月 11日)	138,535,927,963	149,701,796,544	0.1510	0.1630
第 34 特定期間末	(2022年 10月 11日)	105,797,337,862	108,303,608,760	0.1341	0.1371
第 35 特定期間末	(2023年 4月 10日)	102,337,286,167	104,586,372,877	0.1408	0.1438
第 36 特定期間末	(2023年 10月 10日)	95,427,708,731	97,468,923,950	0.1466	0.1496
第 37 特定期間末	(2024年 4月 10日)	92,523,380,190	94,328,179,302	0.1636	0.1666
第 38 特定期間末	(2024年 10月 10日)	92,190,533,399	93,791,609,580	0.1789	0.1819
第 39 特定期間末	(2025年 4月 10日)	70,451,045,332	71,907,715,802	0.1503	0.1533
第 40 特定期間末	(2025年 10月 10日)	90,276,139,974	91,624,278,056	0.2087	0.2117
	2024年 10月末日	91,540,496,108	—	0.1800	—
	11月末日	84,983,624,400	—	0.1700	—
	12月末日	86,657,464,647	—	0.1772	—
	2025年 1月末日	83,429,308,343	—	0.1727	—
	2月末日	82,552,063,182	—	0.1734	—
	3月末日	81,207,003,108	—	0.1724	—
	4月末日	74,994,510,334	—	0.1607	—
	5月末日	79,969,247,718	—	0.1729	—
	6月末日	82,742,595,969	—	0.1814	—
	7月末日	84,421,639,996	—	0.1890	—

8月末日	81,956,146,313	—	0.1859	—
9月末日	85,981,093,895	—	0.1978	—
10月末日	93,574,863,168	—	0.2185	—

②【分配の推移】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

	期間	分配金 (1口当たり)
第21特定期間	2015年10月14日～2016年4月11日	0.0330円
第22特定期間	2016年4月12日～2016年10月11日	0.0250円
第23特定期間	2016年10月12日～2017年4月10日	0.0210円
第24特定期間	2017年4月11日～2017年10月10日	0.0210円
第25特定期間	2017年10月11日～2018年4月10日	0.0210円
第26特定期間	2018年4月11日～2018年10月10日	0.0210円
第27特定期間	2018年10月11日～2019年4月10日	0.0180円
第28特定期間	2019年4月11日～2019年10月10日	0.0120円
第29特定期間	2019年10月11日～2020年4月10日	0.0120円
第30特定期間	2020年4月11日～2020年10月12日	0.0120円
第31特定期間	2020年10月13日～2021年4月12日	0.0120円
第32特定期間	2021年4月13日～2021年10月11日	0.0120円
第33特定期間	2021年10月12日～2022年4月11日	0.0120円
第34特定期間	2022年4月12日～2022年10月11日	0.0030円
第35特定期間	2022年10月12日～2023年4月10日	0.0030円
第36特定期間	2023年4月11日～2023年10月10日	0.0030円
第37特定期間	2023年10月11日～2024年4月10日	0.0030円
第38特定期間	2024年4月11日～2024年10月10日	0.0030円
第39特定期間	2024年10月11日～2025年4月10日	0.0030円
第40特定期間	2025年4月11日～2025年10月10日	0.0030円

③【収益率の推移】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

	期間	収益率 (%)
第21特定期間	2015年10月14日～2016年4月11日	△13.0
第22特定期間	2016年4月12日～2016年10月11日	7.3
第23特定期間	2016年10月12日～2017年4月10日	12.5
第24特定期間	2017年4月11日～2017年10月10日	9.0
第25特定期間	2017年10月11日～2018年4月10日	△1.7
第26特定期間	2018年4月11日～2018年10月10日	△5.0
第27特定期間	2018年10月11日～2019年4月10日	6.0

第 28 特定期間	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	△11.0
第 29 特定期間	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	△8.8
第 30 特定期間	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	16.0
第 31 特定期間	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	25.9
第 32 特定期間	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	△10.5
第 33 特定期間	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	2.1
第 34 特定期間	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	△9.2
第 35 特定期間	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	7.2
第 36 特定期間	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	6.3
第 37 特定期間	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	13.6
第 38 特定期間	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	11.2
第 39 特定期間	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	△14.3
第 40 特定期間	2025 年 4 月 11 日～2025 年 10 月 10 日	40.9

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第 2 位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 21 特定期間	136,429,558,920	273,282,972,956
第 22 特定期間	66,909,246,796	293,594,632,732
第 23 特定期間	49,927,391,653	201,888,940,661
第 24 特定期間	63,871,566,393	148,146,515,346
第 25 特定期間	80,859,852,784	144,796,917,340
第 26 特定期間	65,528,285,716	118,493,992,389
第 27 特定期間	65,794,832,638	155,694,642,454
第 28 特定期間	28,346,241,385	141,677,546,691
第 29 特定期間	29,835,390,063	136,596,552,205
第 30 特定期間	23,461,847,585	57,767,124,371
第 31 特定期間	30,268,578,852	135,119,704,243
第 32 特定期間	30,905,410,806	76,284,516,981
第 33 特定期間	30,518,036,246	68,013,543,382
第 34 特定期間	11,181,988,691	139,923,519,512
第 35 特定期間	6,050,291,793	68,216,804,192
第 36 特定期間	4,471,901,682	80,497,708,376
第 37 特定期間	3,319,527,669	88,340,987,246
第 38 特定期間	2,874,144,625	53,382,495,254
第 39 特定期間	1,906,053,219	48,251,563,379
第 40 特定期間	1,917,443,321	38,144,205,974

2025年10月31日現在

●基準価額・純資産の推移



●分配金の推移

2025年10月	5円
2025年 9月	5円
2025年 8月	5円
2025年 7月	5円
2025年 6月	5円
直近1年累計	60円
設定来累計	12,005円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	97.49%
日本マナー・マザーファンド	0.19%

組入上位銘柄

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

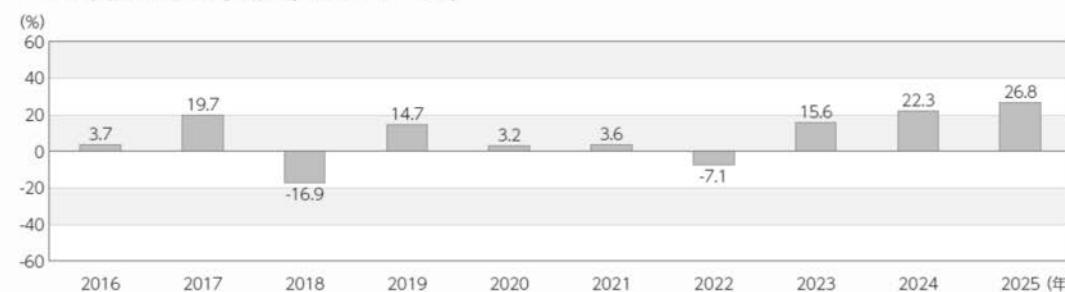
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
TSMC／台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	9.84%
テンセント・ホールディングス	ケイマン諸島	メディア・娯楽	7.50%
サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.91%
アリババ・グループ・ホールディング	ケイマン諸島	一般消費財・サービス流通・小売り	4.56%
SKハイニックス	韓国	半導体・半導体製造装置	4.29%
BHPグループ	オーストラリア	素材	3.04%
リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	2.56%
HDFC銀行	インド	銀行	2.53%
DBSグループ・ホールディングス	シンガポール	銀行	2.48%
ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	銀行	2.37%

※比率はイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。国/地域は登記国/地域で記載しています。

※イーストスプリング・インベストメント株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間收益率の推移(暦年ベース)



ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行なうことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券の取得申込みの受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- ・ 翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものと当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
 - ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
 - ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
 - ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
 - ・ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権

利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

- 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額です。
- 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

2 【換金(解約)手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に、販売会社を通じて換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- 香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日
- 翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日

- 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したもの を当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。
- 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。ただし、投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消されたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、解約代金の支払日が遅延することがあります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（申込不可日を除きます。）に解約請求を受けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

内国投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 株式の評価

投資信託証券を通じて投資する海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

投資信託証券を通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2005年10月27日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる国内の証券投資信託がその信託を終了することとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c 委託会社は、上記aおよびbの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d 上記cの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e 上記dの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- f 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- g 上記dからfまでの規定は、bの規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の【投資信託約款の変更】dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- j 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この投資信託約款を変更しようとするときは、bからeの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約（繰上償還）又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年4月11日から10月10日まで、10月11日から翌年4月10日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40特定期間（2025年4月11日から2025年10月10日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年12月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 大橋 瞳
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小西正毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）」の2025年4月11日から2025年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）」の2025年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第39 特定期間末 (2025年4月10日現在)	第40 特定期間末 (2025年10月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	158,517,195	331,932,560
コール・ローン	2,314,700,760	1,810,800,935
投資信託受益証券	68,324,756,736	88,481,011,836
親投資信託受益証券	178,202,510	178,605,565
未収利息	28,854	22,562
流動資産合計	70,976,206,055	90,802,373,458
資産合計	70,976,206,055	90,802,373,458
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	234,431,545	216,318,163
未払解約金	211,258,293	227,333,737
未払受託者報酬	3,748,629	3,895,359
未払委託者報酬	74,972,542	77,907,162
その他未払費用	749,714	779,063
流動負債合計	525,160,723	526,233,484
負債合計	525,160,723	526,233,484
純資産の部		
元本等		
元本	*1468,863,090,160	*1432,636,327,507
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△398,412,044,828	△342,360,187,533
（分配準備積立金）	-	6,869,554,587
元本等合計	70,451,045,332	90,276,139,974
純資産合計	*370,451,045,332	*390,276,139,974
負債純資産合計	70,976,206,055	90,802,373,458

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第39 特定期間 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日	第40 特定期間 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日
営業収益		
受取配当金	509,040,454	1,491,898,439
受取利息	1,847,324	3,080,311
有価証券売買等損益	△12,247,628,190	26,756,658,155
営業収益合計	△11,736,740,412	28,251,636,905
営業費用		
受託者報酬	23,405,711	22,465,173
委託者報酬	468,114,153	449,303,346
その他費用	4,681,081	4,492,976
営業費用合計	496,200,945	476,261,495
営業利益又は営業損失 (△)	△12,232,941,357	27,775,375,410
経常利益又は経常損失 (△)	△12,232,941,357	27,775,375,410
当期純利益又は当期純損失 (△)	△12,232,941,357	27,775,375,410
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△76,834,618	156,726,224
期首剩余金又は期首次損金 (△)	△423,018,066,921	△398,412,044,828
剩余金増加額又は欠損金減少額	39,791,947,672	31,359,122,712
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	39,791,947,672	31,359,122,712
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,573,148,370	1,577,776,521
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,573,148,370	1,577,776,521
分配金	*1,456,670,470	*1,348,138,082
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	△398,412,044,828	△342,360,187,533

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第40特定期間 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準		<p>受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6カ月未満であるため財務諸表を6カ月毎に作成しており、2025年4月11日から2025年10月10日までを特定期間としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

第39特定期間末 (2025年4月10日現在)	第40特定期間末 (2025年10月10日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 468,863,090,160口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 432,636,327,507口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 398,412,044,828円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 342,360,187,533円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.1503円 (10,000口当たりの純資産額 1,503円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.2087円 (10,000口当たりの純資産額 2,087円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第39特定期間 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日	第40特定期間 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日
<p>*1. 分配金の計算過程 第228計算期間(2024年10月11日～2024年11月11日) 費用控除後の配当等収A 益額 11,557,518円 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 35,422,866,765円 分配準備積立金額 D 104,696,878円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 35,539,121,161円</p>	<p>*1. 分配金の計算過程 第234計算期間(2025年4月11日～2025年5月12日) 費用控除後の配当等収A 益額 246,998,162円 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 31,540,197,820円 分配準備積立金額 D 0円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 31,787,195,982円</p>

収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	506,178,253,209		当ファンドの期末残存F	465,595,916,095	
口数	口		口数	口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	702 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	682 円	
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配 H	5 円		10,000 口当たり分配 H	5 円	
金額			金額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	253,089,126 円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	232,797,958 円	
第229 計算期間(2024年11月12日～2024年12月10日)			第235 計算期間(2025年5月13日～2025年6月10日)		
費用控除後の配当等収益額	112,018,086 円		費用控除後の配当等収益額	286,281,367 円	
費用控除後・繰越欠損金	0 円		費用控除後・繰越欠損金	0 円	
金補填後の有価証券売買等損益額			金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額 C	34,620,754,472 円		収益調整金額 C	31,222,783,987 円	
分配準備積立金額 D	0 円		分配準備積立金額 D	14,201,284 円	
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	34,732,772,558 円		当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	31,523,266,638 円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	496,635,608,778		当ファンドの期末残存F	460,910,001,367	
口数	口		口数	口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	699 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	683 円	
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配 H	5 円		10,000 口当たり分配 H	5 円	
金額			金額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	248,317,804 円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	230,455,000 円	
第230 計算期間(2024年12月11日～2025年1月10日)			第236 計算期間(2025年6月11日～2025年7月10日)		
費用控除後の配当等収益額	62,972,715 円		費用控除後の配当等収益額	520,398,313 円	
費用控除後・繰越欠損金	0 円		費用控除後・繰越欠損金	0 円	
金補填後の有価証券売買等損益額			金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額 C	33,796,185,177 円		収益調整金額 C	30,695,944,464 円	
分配準備積立金額 D	0 円		分配準備積立金額 D	69,708,720 円	
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	33,859,157,892 円		当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	31,286,051,497 円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	486,722,950,482		当ファンドの期末残存F	453,131,867,146	
口数	口		口数	口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	695 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	690 円	
分配対象額			分配対象額		
10,000 口当たり分配 H	5 円		10,000 口当たり分配 H	5 円	
金額			金額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	243,361,475 円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	226,565,933 円	
第231 計算期間(2025年1月11日～2025年2月10日)			第237 計算期間(2025年7月11日～2025年8月12日)		
費用控除後の配当等収益額	0 円		費用控除後の配当等収益額	109,942,537 円	
費用控除後・繰越欠損金	0 円		費用控除後・繰越欠損金	0 円	
金補填後の有価証券売買等損益額			金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額 C	33,184,284,454 円		収益調整金額 C	30,151,533,624 円	
分配準備積立金額 D	0 円		分配準備積立金額 D	357,524,860 円	
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	33,184,284,454 円		当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	30,619,001,021 円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	480,475,071,241		当ファンドの期末残存F	445,090,806,405	
口数	口		口数	口	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	690 円		10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	687 円	
分配対象額			分配対象額		

10,000 口当たり分配 H 金額	5 円	10,000 口当たり分配 H 金額	5 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	240,237,535 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	222,545,403 円
第 232 計算期間(2025 年 2 月 11 日～2025 年 3 月 10 日)		第 238 計算期間(2025 年 8 月 13 日～2025 年 9 月 10 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	79,367,042 円	費用控除後の配当等収 A 益額	200,134,351 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円
収益調整金額 C	32,532,045,136 円	収益調整金額 C	29,733,084,489 円
分配準備積立金額 D	0 円	分配準備積立金額 D	243,238,885 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	32,611,412,178 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	30,176,457,725 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F 口数	474,465,971,941 口	当ファンドの期末残存 F 口数	438,911,251,815 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	687 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	687 円
10,000 口当たり分配 H 金額	5 円	10,000 口当たり分配 H 金額	5 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	237,232,985 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	219,455,625 円
第 233 計算期間(2025 年 3 月 11 日～2025 年 4 月 10 日)		第 239 計算期間(2025 年 9 月 11 日～2025 年 10 月 10 日)	
費用控除後の配当等収 A 益額	4,037,918 円	費用控除後の配当等収 A 益額	87,004,020 円
費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0 円	費用控除後・繰越欠損 B 金補填後の有価証券売 買等損益額	6,777,857,926 円
収益調整金額 C	31,991,882,755 円	収益調整金額 C	29,308,172,326 円
分配準備積立金額 D	0 円	分配準備積立金額 D	221,010,804 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	31,995,920,673 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	36,394,045,076 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F 口数	468,863,090,160 口	当ファンドの期末残存 F 口数	432,636,327,507 口
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	682 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 分配対象額	841 円
10,000 口当たり分配 H 金額	5 円	10,000 口当たり分配 H 金額	5 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	234,431,545 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	216,318,163 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期 別	第 39 特定期間 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日	第 40 特定期間 自 2025 年 4 月 11 日 至 2025 年 10 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その	同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期 別	第 39 特定期間末 (2025 年 4 月 10 日現在)	第 40 特定期間末 (2025 年 10 月 10 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 39 特定期間 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日	第 40 特定期間 自 2025 年 4 月 11 日 至 2025 年 10 月 10 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 40 特定期間 自 2025 年 4 月 11 日 至 2025 年 10 月 10 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 39 特定期間末 (2025 年 4 月 10 日現在)	第 40 特定期間末 (2025 年 10 月 10 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 515, 208, 600, 320 円	期首元本額 468, 863, 090, 160 円
期中追加設定元本額 1, 906, 053, 219 円	期中追加設定元本額 1, 917, 443, 321 円
期中一部解約元本額 48, 251, 563, 379 円	期中一部解約元本額 38, 144, 205, 974 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第 39 特定期間末 (2025 年 4 月 10 日現在)

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△9,533,962,415
親投資信託受益証券	52,572
合計	△9,533,909,843

第 40 特定期間末 (2025 年 10 月 10 日現在)

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,630,695,067
親投資信託受益証券	70,097
合計	8,630,765,164

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	イーストスプリング・アジア・オセニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)	109,249,304,651	88,481,011,836	
		銘柄数 : 1 組入時価比率 : 98.0%	109,249,304,651	88,481,011,836 100.0%	
	計	投資信託受益証券合計		88,481,011,836	
親投資信託受益証券	日本円	日本マネー・マザーファンド	175,240,939	178,605,565	
		銘柄数 : 1 組入時価比率 : 0.2%	175,240,939	178,605,565 100.0%	
	計	親投資信託受益証券合計		178,605,565	
				88,659,617,401	

(注) 1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本マネー・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2025 年 4 月 10 日現在	2025 年 10 月 10 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			1, 455, 808	18, 487, 905
コール・ローン			15, 594, 671	100, 277, 605
国債証券			-	129, 896, 990
特殊債券			593, 933, 003	188, 970, 604
未収利息			514, 359	181, 673
前払費用			216, 316	-
流動資産合計			611, 714, 157	437, 814, 777
資産合計			611, 714, 157	437, 814, 777
負債の部				
流動負債				
流動負債合計			-	-
負債合計			-	-
純資産の部				
元本等				
元本	*1		601, 532, 431	429, 581, 423
剩余金			10, 181, 726	8, 233, 354
剩余金又は欠損金 (△)			611, 714, 157	437, 814, 777
元本等合計			611, 714, 157	437, 814, 777
純資産合計			611, 714, 157	437, 814, 777
負債純資産合計			611, 714, 157	437, 814, 777

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	自 2025年4月11日 至 2025年10月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

2025年4月10日現在	2025年10月10日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 601,532,431口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 429,581,423口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0169円 (10,000口当たりの純資産額 10,169円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0192円 (10,000口当たりの純資産額 10,192円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2024年10月11日 至 2025年4月10日	自 2025年4月11日 至 2025年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図	同左

	に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	
--	---	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期 別	2025年 4月 10日現在	2025年 10月 10日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2025年 4月 10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 10月 11日
期首元本額	744,170,708 円
期首より 2025年 4月 10日までの追加設定元本額	167,910 円
期首より 2025年 4月 10日までの一部解約元本額	142,806,187 円
期末元本額	601,532,431 円
2025年 4月 10日現在の元本の内訳（*）	
アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）	175,240,939 円
新興国連続増配成長株オープン	45,817,101 円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	113,984,849 円
アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）	3,626,212 円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（資産成長型）	7,449,963 円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（年2回決算型）	2,977,469 円
グローバル仮想世界株式戦略ファンド	10,530,289 円
世界半導体関連フォーカスファンド	241,905,609 円

2025年10月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年4月11日
期首元本額	601,532,431円
期首より2025年10月10日までの追加設定元本額	3,925,803円
期首より2025年10月10日までの一部解約元本額	175,876,811円
期末元本額	429,581,423円
2025年10月10日現在の元本の内訳（*）	
アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）	175,240,939円
新興国連続増配成長株オープン	30,087,646円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	30,455,428円
アジア・オセアニア好配成長株オープン（1年決算型）	3,626,212円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（資産成長型）	5,487,254円
PIMCO ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（年2回決算型）	1,996,114円
グローバル仮想世界株式戦略ファンド	14,456,092円
世界半導体関連フォーカスファンド	168,231,738円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025年4月10日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	△216,557
合計	△216,557

2025年10月10日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	—
特殊債券	153,824
合計	153,824

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第1320回国庫短期証券	40,000,000	39,995,560	
		第1333回国庫短期証券	50,000,000	49,953,826	
		第1335回国庫短期証券	40,000,000	39,947,604	
		銘柄数：3 組入時価比率：29.7%	130,000,000	129,896,990 40.7%	
	計	国債証券合計		129,896,990	
特殊債券	日本円	第258回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	65,000,000	64,994,436	
		第261回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	49,999,116	
		第79回政府保証地方公共団体金融機構債券	74,000,000	73,977,052	
		銘柄数：3 組入時価比率：43.2%	189,000,000	188,970,604 59.3%	
		特殊債券合計		188,970,604	
	合計			318,867,594	

(注) 1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、イーストスプリング・インベストメント株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は原則として 6 カ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、当特定期間（2025 年 4 月 8 日から 2025 年 10 月 6 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	前特定期間 (2025年4月7日現在)	当特定期間 (2025年10月6日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		76,141,554,032	88,616,606,929
流動資産合計		76,141,554,032	88,616,606,929
資産合計		76,141,554,032	88,616,606,929
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		84,857,534	89,579,681
未払受託者報酬		3,133,534	2,899,214
未払委託者報酬		39,952,561	36,964,969
その他未払費用		692,874	692,874
流動負債合計		128,636,503	130,136,738
負債合計		128,636,503	130,136,738
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	121,225,049,092	111,974,601,566
剩余金			
期末剩余金又は期末欠損金（△）	3	△45,212,131,563	△23,488,131,375
（分配準備積立金）		26,984,836,497	35,342,325,596
元本等合計		76,012,917,529	88,486,470,191
純資産合計		76,012,917,529	88,486,470,191
負債純資産合計		76,141,554,032	88,616,606,929

(2) 損益及び剩余金計算書

(単位：円)

区分	注記番号	前特定期間 自 2024年10月8日 至 2025年4月7日	当特定期間 自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
		金額	金額
営業収益	2		
有価証券売買等損益		△8,067,660,597	20,897,779,148
営業収益合計		△8,067,660,597	20,897,779,148
営業費用			
受託者報酬		18,891,755	17,847,853
委託者報酬		240,869,824	227,560,142
その他費用		692,874	692,874
営業費用合計		260,454,453	246,100,869
営業利益又は営業損失（△）		△8,328,115,050	20,651,678,279
経常利益又は経常損失（△）		△8,328,115,050	20,651,678,279
当期純利益又は当期純損失（△）		△8,328,115,050	20,651,678,279
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1	△49,740,658	272,992,463
期首剩余金又は期首次損金（△）		△41,670,908,879	△45,212,131,563
剩余金増加額又は欠損金減少額		5,257,756,680	2,873,439,994
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額		5,257,756,680	2,873,439,994
剩余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金		520,604,972	1,528,125,622
期末剩余金又は期末欠損金（△）		△45,212,131,563	△23,488,131,375

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当特定期間 自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前特定期間 自 2024年10月8日 至 2025年4月7日	当特定期間 自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前特定期間 (2025年4月7日現在)	当特定期間 (2025年10月6日現在)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	137,102,546,424円 — 15,877,497,332円	121,225,049,092円 — 9,250,447,526円
2. 特定期間末日における受益権の総数	121,225,049,092口	111,974,601,566口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	45,212,131,563円	23,488,131,375円
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6270円 (6,270円)	0.7902円 (7,902円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2024年10月8日 至 2025年4月7日	当特定期間 自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
第228期	第234期
2024年10月8日	2025年4月8日
2024年11月6日	2025年5月7日
A 費用控除後の配当等収益額 18,018,619円	A 費用控除後の配当等収益額 256,460,378円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 5,236,988円	C 収益調整金額 4,757,522円
D 分配準備積立金額 29,710,633,244円	D 分配準備積立金額 26,984,836,497円
E 当ファンドの分配対象収益額 29,733,888,851円	E 当ファンドの分配対象収益額 27,246,054,397円
F 当ファンドの期末残存口数 133,442,223,845口	F 当ファンドの期末残存口数 121,225,049,092口
G 10,000口当たり収益分配対象額 2,228円	G 10,000口当たり収益分配対象額 2,247円
H 10,000口当たり分配金額 1円	H 10,000口当たり分配金額 21円
I 収益分配金額 13,344,222円	I 収益分配金額 254,572,603円
第229期	第235期
2024年11月7日	2025年5月8日
2024年12月6日	2025年6月6日
A 費用控除後の配当等収益額 184,842,512円	A 費用控除後の配当等収益額 292,910,786円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 5,145,923円	C 収益調整金額 4,686,493円
D 分配準備積立金額 29,198,592,613円	D 分配準備積立金額 26,583,818,146円
E 当ファンドの分配対象収益額 29,388,581,048円	E 当ファンドの分配対象収益額 26,881,415,425円
F 当ファンドの期末残存口数 131,121,967,396口	F 当ファンドの期末残存口数 119,415,094,341口
G 10,000口当たり収益分配対象額 2,241円	G 10,000口当たり収益分配対象額 2,251円
H 10,000口当たり分配金額 15円	H 10,000口当たり分配金額 25円
I 収益分配金額 196,682,951円	I 収益分配金額 298,537,735円
第230期	第236期
2024年12月7日	2025年6月7日
2025年1月6日	2025年7月7日
A 費用控除後の配当等収益額 113,730,407円	A 費用控除後の配当等収益額 557,152,885円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 4,996,492円	C 収益調整金額 4,619,289円
D 分配準備積立金額 28,339,207,815円	D 分配準備積立金額 26,197,064,454円
E 当ファンドの分配対象収益額 28,457,934,714円	E 当ファンドの分配対象収益額 26,758,836,628円
F 当ファンドの期末残存口数 127,314,166,805口	F 当ファンドの期末残存口数 117,702,765,574口
G 10,000口当たり収益分配対象額 2,235円	G 10,000口当たり収益分配対象額 2,273円
H 10,000口当たり分配金額 9円	H 10,000口当たり分配金額 47円
I 収益分配金額 114,582,750円	I 収益分配金額 553,202,998円
第231期	第237期
2025年1月7日	2025年7月8日
2025年2月6日	2025年8月6日
A 費用控除後の配当等収益額 2,261,855円	A 費用控除後の配当等収益額 118,025,703円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 1,702,342,315円
C 収益調整金額 4,936,217円	C 収益調整金額 4,538,721円
D 分配準備積立金額 27,996,494,871円	D 分配準備積立金額 25,744,025,419円
E 当ファンドの分配対象収益額 28,003,692,943円	E 当ファンドの分配対象収益額 27,568,932,158円
F 当ファンドの期末残存口数 125,778,304,419口	F 当ファンドの期末残存口数 115,649,939,517口
G 10,000口当たり収益分配対象額 2,226円	G 10,000口当たり収益分配対象額 2,383円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 10円

I 収益分配金金額	0 円	I 収益分配金金額	115,649,939 円
第 232 期		第 238 期	
2025 年 2 月 7 日		2025 年 8 月 7 日	
2025 年 3 月 6 日		2025 年 9 月 8 日	
A 費用控除後の配当等収益額	115,856,411 円	A 費用控除後の配当等収益額	206,504,090 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	1,676,087,078 円
C 収益調整金額	4,846,258 円	C 収益調整金額	4,473,610 円
D 分配準備積立金額	27,488,501,223 円	D 分配準備積立金額	27,054,973,431 円
E 当ファンドの分配対象収益額	27,609,203,892 円	E 当ファンドの分配対象収益額	28,942,038,209 円
F 当ファンドの期末残存口数	123,486,128,380 口	F 当ファンドの期末残存口数	113,990,876,888 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	2,235 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	2,538 円
H 10,000 口当たり分配金額	9 円	H 10,000 口当たり分配金額	19 円
I 収益分配金金額	111,137,515 円	I 収益分配金金額	216,582,666 円
第 233 期		第 239 期	
2025 年 3 月 7 日		2025 年 9 月 9 日	
2025 年 4 月 7 日		2025 年 10 月 6 日	
A 費用控除後の配当等収益額	79,883,295 円	A 費用控除後の配当等収益額	95,522,772 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	7,123,418,174 円
C 収益調整金額	4,757,522 円	C 収益調整金額	4,394,481 円
D 分配準備積立金額	26,989,810,736 円	D 分配準備積立金額	28,212,964,331 円
E 当ファンドの分配対象収益額	27,074,451,553 円	E 当ファンドの分配対象収益額	35,436,299,758 円
F 当ファンドの期末残存口数	121,225,049,092 口	F 当ファンドの期末残存口数	111,974,601,566 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	2,233 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	3,164 円
H 10,000 口当たり分配金額	7 円	H 10,000 口当たり分配金額	8 円
I 収益分配金金額	84,857,534 円	I 収益分配金金額	89,579,681 円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 以内の率を乗じて得た金額		2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 2024年10月8日 至 2025年4月7日	当特定期間 自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 (2025年4月7日現在)	当特定期間 (2025年10月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p>
<p>2. 時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 時価の算定方法 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (2025年4月7日現在)	当特定期間 (2025年10月6日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△3,648,276,623	7,258,488,237
合計	△3,648,276,623	7,258,488,237

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2025年10月6日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	19,222,691,308	88,616,606,929	
	合 計	19,222,691,308	88,616,606,929	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

貸借対照表

(単位 : 円)

区分	注記番号	(2025年4月7日現在)	(2025年10月6日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		1,671,364,943	1,475,761,955
金銭信託		852,830	426,421
コール・ローン		800,285,094	1,234,642,574
株式		72,288,532,976	85,300,618,760
投資証券		3,703,930,522	3,680,851,232
未収入金		586,041,013	-
未収配当金		185,474,312	150,172,045
未収利息		7,673	11,839
流動資産合計		79,236,489,363	91,842,484,826
資産合計		79,236,489,363	91,842,484,826
負債の部			
流動負債			
未払金		410,927,760	-
未払解約金		3,736,741	36,173
流動負債合計		414,664,501	36,173
負債合計		414,664,501	36,173
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	22,021,432,532	19,922,476,209
剰余金		56,800,392,330	71,919,972,444
剰余金又は欠損金（△）		78,821,824,862	91,842,448,653
元本等合計		78,821,824,862	91,842,448,653
純資産合計		79,236,489,363	91,842,484,826
負債純資産合計			

(注) 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年10月7日から翌年10月6日までであります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日ににおいて知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2024年10月8日 至 2025年4月7日	自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年4月7日現在)	(2025年10月6日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	25,100,428,163 円	22,021,432,532 円
期中追加設定元本額	477,820 円	373,942 円
期中一部解約元本額	3,079,473,451 円	2,099,330,265 円
元本の内訳		
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)	21,272,749,988 円	19,222,691,308 円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン (毎月分配型)	748,682,544 円	699,784,901 円
合計	22,021,432,532 円	19,922,476,209 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	22,021,432,532 口	19,922,476,209 口
3. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	3,5793 円 (35,793 円)	4,6100 円 (46,100 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

自 2024年10月8日 至 2025年4月7日	自 2025年4月8日 至 2025年10月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

(2025年4月7日現在)	(2025年10月6日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p>
<p>2. 時価の算定方法 ①株式及び投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 時価の算定方法 同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2025年4月7日現在)	(2025年10月6日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
株式	△3,712,566,480	11,852,733,938
投資証券	28,887,594	269,468,738
合計	△3,683,678,886	12,122,202,676

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年10月8日から2025年4月7日まで及び2024年10月8日から2025年10月6日)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

(2025年10月6日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリア ドル	BHP GROUP LIMITED	664,151	42.08	27,947,474.08	
	CSL LTD	40,961	207.79	8,511,286.19	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	50,581	170.38	8,617,990.78	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	520,132	44.60	23,197,887.20	
	MACQUARIE GROUP LTD	76,148	224.93	17,127,969.64	
オーストラリアドル 小計		1,351,973		85,402,607.89 (8,438,631,685)	
香港ドル	PETROCHINA CO LTD-H	9,096,000	7.14	64,945,440.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	3,254,000	14.22	46,271,880.00	
	BYD CO LTD-H	611,500	109.40	66,898,100.00	
	MEITUAN-CLASS B	197,290	106.10	20,932,469.00	
	TRIP.COM GROUP LTD	122,850	574.50	70,577,325.00	
	NETEASE INC	299,800	236.60	70,932,680.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	577,500	673.50	388,946,250.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,297,412	185.10	240,150,961.20	
	JD.COM INC - CL A	158,650	140.20	22,242,730.00	
	CHINA MENNIU DAIRY CO	1,561,000	14.81	23,118,410.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	12,802,000	7.37	94,350,740.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	1,289,500	46.58	60,064,910.00	
	AIA GROUP LTD	1,025,800	74.25	76,165,650.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	1,973,600	30.76	60,707,936.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	277,000	93.00	25,761,000.00	
香港ドル 小計		34,543,902		1,332,066,481.20 (25,642,279,763)	
シンガポール ドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	421,600	52.86	22,285,776.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	3,530,200	4.25	15,003,350.00	
	UOL GROUP LTD	490,100	8.01	3,925,701.00	
シンガポールドル 小計		4,441,900		41,214,827.00 (4,778,034,894)	
インドネシア ピア	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	12,107,300	7,525.00	91,107,432,500.00	
	BANK MANDIRI TBK	16,604,500	4,310.00	71,565,395,000.00	

	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	32,390,500	3,070.00	99,438,835,000.00	
	インドネシアルピア 小計	61,102,300		262,111,662,500.00 (2,385,216,128)	
韓国ウォン	LG CHEM LTD	16,768	277,500.00	4,653,120,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO	62,122	220,000.00	13,666,840,000.00	
	MACQUARIE KOREA INFRA FUND	556,827	11,490.00	6,397,942,230.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INS	10,949	450,000.00	4,927,050,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	371,878	89,000.00	33,097,142,000.00	
	KT CORP	149,242	51,200.00	7,641,190,400.00	
	SK HYNIX INC	88,577	395,500.00	35,032,203,500.00	
	韓国ウォン 小計	1,256,363		105,415,488,130.00 (11,216,207,937)	
新台湾ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD	1,347,000	226.50	305,095,500.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	92,000	2,385.00	219,420,000.00	
	QUANTA COMPUTER INC	905,000	300.00	271,500,000.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	1,057,000	156.00	164,892,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	1,515,000	165.50	250,732,500.00	
	PHISON ELECTRONICS CORP	153,000	829.00	126,837,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	1,346,903	1,400.00	1,885,664,200.00	
	新台湾ドル 小計	6,415,903		3,224,141,200.00 (15,893,081,631)	
インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	1,038,616	1,363.40	1,416,049,054.40	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	124,931	5,657.00	706,734,667.00	
	HDFC BANK LIMITED	1,404,911	965.15	1,355,949,851.65	
	ICICI BANK LTD	760,665	1,365.20	1,038,459,858.00	
	FIVE-STAR BUSINESS FINANCE L	828,689	533.95	442,478,491.55	
	INFOSYS LTD	377,835	1,446.60	546,576,111.00	
	BHARTI AIRTEL LTD	185,324	1,896.70	351,504,030.80	
	INDUS TOWERS LTD	1,002,249	353.10	353,894,121.90	
	GAIL INDIA LTD	5,429,917	177.36	963,050,079.12	
	インドルピー 小計	11,153,137		7,174,696,265.42 (12,196,983,651)	
中国人民元（オフショア）	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	196,000	402.00	78,792,000.00	
	JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	502,323	95.77	48,107,473.71	
	WEICHAI POWER CO LTD-A	1,337,200	14.02	18,747,544.00	
	BYD CO LTD -A	236,100	109.21	25,784,481.00	

	INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	1, 354, 397	27. 28	36, 947, 950. 16	
	CHINA MERCHANTS BANK-A	450, 800	40. 41	18, 216, 828. 00	
	中国人民元（オフショア）小計	4, 076, 820		226, 596, 276. 87 (4, 750, 183, 071)	
	合 計	124, 342, 298		85, 300, 618, 760 (85, 300, 618, 760)	

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
米ドル	投資証券	NTT DC REIT	5, 790, 000	5, 905, 800. 00	
米ドル合計			5, 790, 000	5, 905, 800. 00 (884, 570, 724)	
香港ドル	投資証券	HKT TRUST AND HKT LTD STPL	3, 730, 000	43, 976, 700. 00	
		LINK REIT	1, 659, 661	67, 382, 236. 60	
香港ドル合計			5, 389, 661	111, 358, 936. 60 (2, 143, 659, 529)	
シンガポールドル	投資証券	KEPPEL DC REIT	2, 345, 600	5, 629, 440. 00	
シンガポールドル合計			2, 345, 600	5, 629, 440. 00 (652, 620, 979)	
		合計		3, 680, 851, 232 (3, 680, 851, 232)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1 銘柄	—	100.0%	1.0%
オーストラリアドル	株式 5 銘柄	100.0%	—	9.5%
香港ドル	株式 15 銘柄	92.3%	—	28.8%
	投資証券 2 銘柄	—	7.7%	2.4%
シンガポールドル	株式 3 銘柄	88.0%	—	5.4%
	投資証券 1 銘柄	—	12.0%	0.7%
インドネシアルピア	株式 3 銘柄	100.0%	—	2.7%
韓国ウォン	株式 7 銘柄	100.0%	—	12.6%
新台湾ドル	株式 7 銘柄	100.0%	—	17.9%
インドルピー	株式 9 銘柄	100.0%	—	13.7%
中国人民元（オフショア）	株式 6 銘柄	100.0%	—	5.3%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）

(2025年10月31日現在)

I 資産総額	93,690,218,412円
II 負債総額	115,355,244円
III 純資産総額（I - II）	93,574,863,168円
IV 発行済数量	428,338,400,031口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0.2185円

（参考）日本マネー・マザーファンド

(2025年10月31日現在)

I 資産総額	506,869,200円
II 負債総額	49,937,750円
III 純資産総額（I - II）	456,931,450円
IV 発行済数量	448,219,936口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.0194円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- **名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料**
該当事項はありません。
- **受益者等に対する特典**
該当事項はありません。
- **内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容**
該当事項はありません。

■ **受益権について**

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額 (2025年10月末日現在)

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2, 600, 000 株
発行済株式の総数	1, 132, 101 株
最近5年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後 (変更前)
2022年11月30日	60 億 284 千円 (10 億円)
2023年3月14日	1 億円 (60 億 284 千円)

(2) 委託会社の機構 (2025年10月末日現在)

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	140	15,634
追加型公社債投資信託	1	3,862
単位型株式投資信託	37	568
単位型公社債投資信託	2	46
合計	180	20,112

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 鈴木 裕子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 直也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月4日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 松本直也
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 小西正毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,382,655	14,765,684
有価証券	99,210	73,110
未収委託者報酬	1,705,907	2,072,469
未収運用受託報酬	78,429	15,446
未収投資助言報酬	11,959	11,876
前払費用	115,978	153,984
未収収益	13,481	30,236
その他の流動資産	6,841	12,726
流動資産合計	15,414,463	17,135,533
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 172,509	※ 160,120
器具備品	※ 14,591	※ 13,847
有形固定資産合計	187,100	173,967
無形固定資産		
ソフトウェア	21,685	12,536
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	23,807	14,659
投資その他の資産		
投資有価証券	1,205,407	1,230,152
長期差入保証金	252,250	252,245
前払年金費用	61,691	83,267
その他	480	480
投資その他の資産合計	1,519,829	1,566,145
固定資産合計	1,730,737	1,754,772
資産合計	17,145,200	18,890,306

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	31,333	28,552
未払金	991,947	1,179,355
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	925,698	1,163,520
その他未払金	61,247	10,833
未払費用	234,454	237,473
未払法人税等	322,685	452,663
未払消費税等	88,053	134,264
未払配当金	—	200,000
賞与引当金	—	90,000
流動負債合計	1,668,473	2,322,310
固定負債		
退職給付引当金	278,570	228,723
役員退職慰労引当金	7,490	9,360
資産除去債務	94,372	95,344
繰延税金負債	72,083	114,869
固定負債合計	452,516	448,297
負債合計	2,120,990	2,770,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,922,414	3,960,947
利益剰余金合計	3,102,244	4,140,777
株主資本合計	14,669,312	15,707,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	354,897	411,853
評価・換算差額等合計	354,897	411,853
純資産合計	15,024,210	16,119,698
負債・純資産合計	17,145,200	18,890,306

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,123,506	13,077,482
運用受託報酬	108,885	37,259
投資助言報酬	27,675	27,565
その他営業収益	11,259	14,575
営業収益合計	10,271,327	13,156,882
営業費用		
支払手数料	4,867,961	7,012,057
広告宣伝費	121,082	132,774
公告費	15	15
受益権管理費	16,417	15,855
調査費	1,837,996	1,588,269
調査費	236,964	253,114
委託調査費	1,601,031	1,335,154
委託計算費	273,203	297,339
営業雑経費	311,294	353,192
通信費	65,742	64,085
印刷費	158,663	167,468
諸経費	66,665	57,894
協会費	5,247	5,753
諸会費	4,976	5,090
業務委託費	10,000	52,899
営業費用合計	7,427,972	9,399,503
一般管理費		
給料	1,226,095	1,159,164
役員報酬	73,162	76,130
給料・手当	1,103,991	1,079,034
賞与	48,940	4,000
交際費	754	1,852
寄付金	21,265	22,830
旅費交通費	10,992	14,822
租税公課	7,716	15,014
不動産賃借料	259,582	253,559
賞与引当金繰入	—	90,000
退職給付費用	32,395	9,770
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	28,769	25,220
諸経費	333,346	355,125
一般管理費合計	1,922,788	1,949,229
営業利益	920,566	1,808,149

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	18,926	44,774
受取利息	93	13,725
有価証券利息	—	4,822
受取補償金	0	—
雑益	5,602	5,531
営業外収益合計	24,623	68,853
営業外費用		
固定資産除却損	0	0
為替差損	60	9
支払補償費	0	—
雑損	463	0
営業外費用合計	523	9
経常利益	944,665	1,876,993
特別利益		
投資有価証券売却益	17,222	2,082
投資有価証券償還益	173	17,403
為替差益	—	294
特別利益合計	17,395	19,779
特別損失		
有価証券償還損	—	36
投資有価証券売却損	4,270	6,588
投資有価証券償還損	—	1,752
投資有価証券評価損	50,575	—
特別損失合計	54,845	8,376
税引前当期純利益	907,215	1,888,396
法人税、住民税及び事業税	368,346	645,087
法人税等調整額	△ 51,664	4,776
法人税等合計	316,682	649,863
当期純利益	590,533	1,238,532

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	—	—	—	—	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	—	—	—	—	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々

認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 114,869 千円

上記の繰延税金負債 114,869 千円は、繰延税金資産 178,529 千円と繰延税金負債 293,399 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた76,665千円は、「業務委託費」10,000千円、「諸経費」66,665千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	86,481千円	98,870千円
器具備品	130,930〃	129,597〃
計	217,412〃	228,468〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A 種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A 種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 23 日 定時株主総会	A 種優先株式	200,000 千円	360 円 55 銭	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 24 日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	252,205	252,205
1 年超	441,359	189,153
合計	693,564	441,359

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 長期差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定期間に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	—
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定期間に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	221,769	—	221,769

当事業年度（2025年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	—	1,114,461

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	—	204,580	—	204,580

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,765,684	—	—	—
未収委託者報酬	2,072,469	—	—	—
未収運用受託報酬	15,446	—	—	—
未収投資助言報酬	11,876	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	—	—	—	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	539,556 — — 531,900	81,949 — — 442,000	457,606 — — 89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — 117,470	— — — 122,402	— — — △4,932
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	673,118 — — — 381,166	81,624 — — — 322,000	591,493 — — — 59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3) その他	— — — — 133,287	— — — — 146,407	— — — — △13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

(注) 市場価格のない株式等(非上場株式等)は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自2023年4月1日至2024年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

当事業年度 (自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度 (自2023年4月1日至2024年3月31日)

当事業年度における減損処理額は、50,575千円(うち、その他50,575千円)であります。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30% 以上 50% 未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、デリバティブ取引を利用してないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	514,185	461,310
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
数理計算上の差異の発生額	△48,700	△17,114
退職給付の支払額	△49,654	△102,581
その他	630	—
退職給付債務の期末残高	461,310	379,042

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	341,266	368,298
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の発生額	29,842	△15,099
事業主からの拠出額	15,123	13,649
退職給付の支払額	△19,641	△45,026
年金資産の期末残高	368,298	323,663

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	222,295	181,430
年金資産	△368,298	△323,663
非積立型制度の退職給付債務	239,014	197,611
未積立退職給付債務	93,012	55,379
未認識数理計算上の差異	123,866	90,076
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455
退職給付引当金	278,570	228,723
前払年金費用	△61,691	△83,267
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
期待運用収益	△1,706	△1,841
数理計算上の差異の費用処理額	△21,994	△35,804
確定給付制度に係る退職給付費用	21,147	△218

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
株式	44.0%	43.1%
一般勘定	19.7%	20.7%
債券	22.1%	21.5%
その他	14.2%	14.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 12,397 千円、当事業年度 11,041 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	96,357	81,036
役員退職慰労引当金	2,590	3,316
賞与引当金	—	31,131
未払金（賞与）	15,565	—
その他有価証券評価差額金	1,706	4,648
投資有価証券評価損	20,505	11,790
資産除去債務	32,643	33,780
未払事業税	29,366	41,892
その他	8,548	11,144
繰延税金資産小計	207,283	218,739
評価性引当額	△ 38,409	△ 40,209
繰延税金資産の合計	168,874	178,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 189,382	△ 230,334
未収配当金	△ 4,179	△ 7,494
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,057	△ 26,068
前払年金費用	△ 21,339	△ 29,501
繰延税金負債の合計	△ 240,958	△ 293,399
繰延税金資産（負債）の純額	△ 72,083	△ 114,869

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,348千円増加し、その他有価証券評価差額金が5,161千円、法人税等調整額が812千円、それぞれ減少しております。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
期首残高	93,410	94,372
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	94,372	95,344

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業収益	11,259
合計	10,271,327

当事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

	(単位：千円)
未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

当事業年度

	(単位：千円)
未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注1)	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注1)	4,281,619	未払手数料	813,246

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

SBIファイナンシャルサービス株式会社（非上場）

SBI F S 合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	13,271 円 09 銭	14,238 円 74 銭
1 株当たり当期純利益金額	521 円 63 銭	1,094 円 01 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	590,533 千円	1,238,532 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	590,533 千円	1,238,532 千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101 株	1,132,101 株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	15,024,210 千円	16,119,698 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210 千円	16,119,698 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた		
期末の普通株式の数	1,132,101 株	1,132,101 株
(うち A 種優先株式)	(554,701 株)	(554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	13,611,805
未収委託者報酬	2,528,810
未収運用受託報酬	23,178
未収投資助言報酬	27,097
その他の流動資産	149,374
流動資産合計	16,340,265

固定資産

有形固定資産	※	191,968
無形固定資産		18,613
投資その他の資産		2,779,975
投資有価証券		1,557,228
関係会社株式		177,217
その他の関係会社有価証券		696,500
その他		349,029
固定資産合計		2,990,557
資産合計		19,330,823

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	27,243
未払金	1,408,948
未払償還金	5,001
未払手数料	1,394,190
その他未払金	9,756
未払法人税等	283,146
賞与引当金	55,000
その他流動負債	369,329
流動負債合計	<u>2,143,668</u>

固定負債

退職給付引当金	213,672
役員退職慰労引当金	10,300
繰延税金負債	137,214
資産除去債務	95,835
固定負債合計	<u>457,022</u>
負債合計	<u>2,600,691</u>

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	<u>11,467,068</u>
資本剰余金合計	<u>11,467,068</u>

利益剰余金

利益準備金	179,830
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	<u>4,611,691</u>
利益剰余金合計	<u>4,791,521</u>

株主資本合計

評価・換算差額等	<u>16,358,589</u>
----------	-------------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	371,542
評価・換算差額等合計	<u>371,542</u>
純資産合計	<u>16,730,132</u>

負債・純資産合計

負債・純資産合計	<u>19,330,823</u>
----------	-------------------

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益

委託者報酬		7,065,564
運用受託報酬		35,937
投資助言報酬		13,837
その他営業収益		6,338
営業収益合計		7,121,679
営業費用		5,152,894
一般管理費		1,066,381
営業利益		902,403
営業外収益	※1	53,063
営業外費用		2,053
経常利益		953,412
特別利益	※2	44,223
特別損失		2,500
税引前中間純利益		995,136
法人税、住民税及び事業税		300,228
法人税等調整額		44,163
法人税等合計		344,391
中間純利益		650,744

(3) [中間株主資本等変動計算書]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853 16,119,698	
当中間期変動額										
剰余金の配当										
中間純利益					650,744	650,744	650,744		650,744	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								△ 40,311	△ 40,311 △ 40,311	
当中間期変動額合計	-	-	-	-	650,744	650,744	650,744	△ 40,311	△ 40,311 610,433	
当中間期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	4,611,691	4,791,521	16,358,589	371,542	371,542 16,730,132	

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

②市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
建物	105,065 千円
器具備品	133,451 " "
計	238,817 " "

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
受取利息	29,262 千円
受取配当金	22,601 " "

※2 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
有価証券償還益	23,251 千円
投資有価証券償還益	20,972 " "

3 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	10,049 千円
無形固定資産	4,950 " "

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A 種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A 種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 23 日 定時株主総会	A 種優先株式	200,000 千円	360 円 55 銭	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 24 日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
1 年内	252,205 千円
1 年超	63,051 //
合計	315,256 //

(金融商品関係)

当中間会計期間（2025年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,441,537	1,441,537	—

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

市場価額のない株式等は、(1) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	115,691
関係会社株式	177,217

非上場株式及び関係会社株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合への出資等（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第4項(1)に定める事項を注記しておりません。

なお、貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資等	696,500

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	609,777	831,760	—	1,441,537

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。非上場投資信託は基準価額等によっております。

(注 2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル 1 の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、レベル 2 に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2025 年 9 月 30 日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価額のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	177, 217
その他の関係会社有価証券	696, 500

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 ① 国債・地方債等 ② 社債 ③ その他 (3) その他	598, 532 — — — 763, 193	70, 022 — — — 712, 000	528, 510 — — — 51, 193
小計		1, 361, 725	782, 022	579, 703
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 ① 国債・地方債等 ② 社債 ③ その他 (3) その他	11, 245 — — — 68, 567	11, 602 — — — 72, 503	△ 357 — — — △ 3, 936
小計		79, 812	84, 105	△ 4, 294
合計		1, 441, 537	866, 127	575, 410

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 1. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2025年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用してないため該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

2025年8月19日開催の取締役会にて、投資事業組合の組成・運用等を行うSBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）及び同社が無限責任組合員として運営するOCP1号投資事業有限責任組合並びにOCP2号投資事業有限責任組合の株式及び出資持分を取得することを決議し、2025年9月30日付で当該譲渡手続きが完了し、当該会社等を子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	事業の内容
SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）	投資事業組合の組成・運用等
OCP1号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業
OCP2号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業

(2) 企業結合を行った主な理由

ベンチャーキャピタル事業における豊富な実績と専門性を活用し、事業領域のさらなる拡充と競争力を強化するため。

(3) 企業結合日

2025年9月30日

(4) 企業結合の法的形式

金銭を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社は、10月1日付で岡三キャピタルパートナーズ株式会社から商号を変更しております。

OCP1号投資事業有限責任組合並びにOCP2号投資事業有限責任組合については、企業結合前後において名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社

100%取得

OCP1号投資事業有限責任組合

取得した出資持分比率 99.5%

OCP2号投資事業有限責任組合

取得した出資持分比率 99.5%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が金銭を対価として株式及び出資持分を取得したことによります。

2. 中間損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

該当事項はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

SBI岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社

取得の対価（金銭） 177,217千円

取得原価 同上

O C P 1 号投資事業有限責任組合
取得の対価（金銭） 461,305 千円

取得原価 同上

O C P 2 号投資事業有限責任組合

取得の対価（金銭） 235,194 千円

取得原価 同上

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間	
(自 2025 年 4 月 1 日	
至 2025 年 9 月 30 日)	
期首残高	95,344 千円
時の経過による調整額	491 //
当中間会計期間末残高	95,835 //

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間	
(自 2025 年 4 月 1 日	
至 2025 年 9 月 30 日)	
委託者報酬	7,065,564 千円
運用受託報酬	35,937 //
投資助言報酬	13,837 //
その他営業収益	6,338 //
合計	7,121,679 //

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

1. セグメント情報

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの営業収益、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり純資産額	14,777 円 95 銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	16,730,132
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	16,730,132
普通株式の発行済株式数 (株)	1,132,101
1 株当たり純資産額の算定に用いられた	
中間期末の普通株式の数 (株)	1,132,101
(うち A 種優先株式)	554,701

	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	574 円 81 銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	650,744
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	650,744
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,132,101

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(注 2) A 種優先株式残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、

その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(注 3) 1 株当たり中間純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、

普通株式の期中平均株式数に含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
2025年9月30日付で定款の変更（目的の変更）を行いました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アジア・オセアニア好配当成長株オープン
(毎月分配型)

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。
 - ・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）
 - ・日本マネー・マザーファンド
- ③ 投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ④ イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第 1 計算期間から第 3 計算期間までについては、分配を行いません。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として配当等収益等から行います。

ただし、3月と9月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

③ 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 アジア・オセアニア好配成長株オープン（毎月分配型）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法

により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する販売会社は、香港の取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として国内の証券投資信託であるイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権およびSBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本マネー・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 第1項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ. 商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、ホ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ヘ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ト. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

- ② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

- ③ 前項の取扱いは、第24条、第25条および第26条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができます。

きるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 21 条 <削除>

(混蔵寄託)

第 22 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への

解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は、投資信託契約締結日から平成17年12月12日まで、第2計算期間は、平成17年12月13日から平成18年1月10日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第31条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第33条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と日本マネー・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、および第35条第2項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第36条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載また

は記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 37 条 受益者は、香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.30% の率を乗じて額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者が

するときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(投資信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる国内の証券投資信託がその信託を終了することとなる場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合にも適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 42 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡する THERE があります。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡する THERE があります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させること THERE があります。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させること THERE があります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 45 条 第 39 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ

とができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第 46 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条（受益証券の種類）から第 20 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 13 条第 1 項および第 37 条第 1 項の規定は、平成 24 年 1 月 9 日から適用します。

② 運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度②および④ならびに第 17 条第 1 項に規定する「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」は、平成 24 年 2 月 14 日から適用し、「P C A アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」から名称が変更となります。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 17 年 10 月 27 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 U F J 信託銀行株式会社

日本マネー・マザーファンド

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
- ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。